



美作市長 萩原 誠司

物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給要件確認書

物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、以下のとおりお知らせします。

以下の内容を確認・記入して、令和6年5月31日(金)までに、この確認書を返送してください。

■下記の①から③のすべてにチェック(レ点)がある場合に限り、給付金が支給されます

①	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、他世帯の市町村民税均等割課税者の扶養親族のみで構成される世帯ではありません。
②	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、すでに他の自治体でこども加算分(児童1人5万円)の給付を受けた世帯ではありません。
③	加算対象児童にレ点をいれてください(裏面の●注意もご確認ください)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※扶養を受けているかどうかわからない場合は、他世帯である家族に確認してください

※記載内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります

※意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります

振込口座確認欄

支給方法	口座振込
支給日	支給決定通知書でご案内いたします
支給口座	
支給額	児童1人あたり50,000円

※上記口座以外(上記に口座の記載がない場合も含む)への振り込みを希望される場合は、裏面に口座を記入し、通帳の写しを添付してください

※上記回答期限までに返送がない場合は、本給付金の支給を辞退したものとみなします

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください

●上記記入内容に相違ありません。

【 私の世帯は給付金を受給しません 】

記入者氏名 (確認者)		確認日	令和 年 月 日	電話番号	
続柄					

【問い合わせ】 物価高騰緊急支援給付金事務局
電話 0868 (75) 3913

- 表面とは異なる口座への振込みを希望、または表面に口座が記載されていない場合には、下記にご記入ください。

※通帳等の写しが必要 となります

※長期間入出金のない口座を記入しないでください

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1. 銀行 3. 信組 5. 農協 2. 金庫 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1 0 ※		

- 【代理申請手続きを行う場合】 代理人が申請手続きをする場合は記入してください。

フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 重点支援給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。			署名 世帯主氏名 ※
			※確認書の宛先に書かれている世帯主の氏名を記入してください

- 提出書類

【通帳やキャッシュカードの写し (振込先金融機関口座確認書類)】
 →金融機関名 (金融機関コード)、支店名 (店番号)、口座番号、
 口座名義人 (カナ) が分かるページ
 ※表面に記載の口座以外 (表面に銀行口座の記載がない場合も含む) の場合は必要
 ※表面の中ほどに記載の口座を希望される場合は不要

【代理人の本人確認書類】
 →マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポート等の写し (いずれか1つ)
 ※代理人の口座への振込を希望、または、代理人が申請手続きする場合は必要
 (【代理申請手続きを行う場合】欄も記入してください)

- 注意

※令和5年12月2日から令和6年5月31日に出生、または出生予定がある場合は、
 出生後に申請書を送付しますので、表面下欄の問い合わせ先までご連絡ください

※住民登録情報を基に該当児童を記載しているため、記載のない児童と別居だが生計
 同一関係にある世帯の場合は、申請書を送付しますので、表面下欄の問い合わせ先
 までご連絡ください

※同一世帯に住民票をおいたまま施設に入所している児童は対象になりません